

令和 6 年

さいたま市議会 2 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

目 次

- 議案第 1 号 令和 5 年度さいたま市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 2 号 令和 5 年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 号 令和 5 年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 号 令和 5 年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 5 号 令和 5 年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 号 令和 5 年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 令和 5 年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 号 令和 5 年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 号 令和 5 年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 10 号 令和 5 年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 11 号 令和 5 年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 12 号 令和 5 年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 13 号 令和 5 年度さいたま市公債管理特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 14 号 令和 5 年度さいたま市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 15 号 令和 5 年度さいたま市病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 16 号 令和 5 年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

- 議案第 17 号 令和 6 年度さいたま市一般会計予算
- 議案第 18 号 令和 6 年度さいたま市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 19 号 令和 6 年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 20 号 令和 6 年度さいたま市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 6 年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 6 年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 6 年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 6 年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 6 年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 6 年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 6 年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 6 年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 6 年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 6 年度さいたま市公債管理特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 6 年度さいたま市水道事業会計予算
- 議案第 32 号 令和 6 年度さいたま市病院事業会計予算
- 議案第 33 号 令和 6 年度さいたま市下水道事業会計予算

(以上の議案は、別冊に掲載されております。)

議案第 34 号	さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 35 号	さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	3

議案第 3 6 号	さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例 の制定について……………	6
議案第 3 7 号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例 の制定について……………	9
議案第 3 8 号	さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 2
議案第 3 9 号	さいたま市教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	1 7
議案第 4 0 号	さいたま市子ども・青少年希望基金条例の制定について……………	1 8
議案第 4 1 号	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 0
議案第 4 2 号	さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正 する条例の制定について……………	2 2
議案第 4 3 号	さいたま市さくら草学園条例等の一部を改正する条例の制定 について……………	2 4
議案第 4 4 号	さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例 の制定について……………	2 6
議案第 4 5 号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営の基準に関する条例及びさいたま市被保護者等住居・生活 サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	2 8
議案第 4 6 号	さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について…	3 1
議案第 4 7 号	さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制 定について……………	3 2
議案第 4 8 号	さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関 する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 3
議案第 4 9 号	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について……………	3 5

議案第50号	さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	39
議案第51号	さいたま市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	44
議案第52号	さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	48
議案第53号	さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について……………	50
議案第54号	さいたま市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について…	51
議案第55号	さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	55
議案第56号	さいたま市給水条例の一部を改正する条例の制定について…	56
議案第57号	ひまわり学園大規模改修（建築）工事請負契約について…………	58
議案第58号	ひまわり学園大規模改修（機械設備）工事請負契約について…	59
議案第59号	さくら草学園移転整備（建築）工事請負契約について…………	60
議案第60号	さいたま市立原山小学校（7・18・21・24・25棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について……………	61
議案第61号	さいたま市立谷田小学校（1・31・32棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について……………	62
議案第62号	さいたま市立本太中学校（6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について……………	63
議案第63号	さいたま市立本太中学校（6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事請負契約について……………	64
議案第64号	議決事項の一部変更について（大宮区役所旧庁舎等解体工事請負契約）……………	65

議案第65号	議決事項の一部変更について（さいたま市立三橋小学校（5 -1、-2・6-1、-2・18・26棟）・公民館リフレ ッシュ改修（建築）工事請負契約）……………	66
議案第66号	財産の取得について…………… （（仮称）埼玉県立総合教育センター跡地公園の特定公園施 設）	67
議案第67号	財産の取得について…………… （与野公園の特定公園施設）	71
議案第68号	訴えの提起について……………	75
議案第69号	指定管理者の指定について…………… （さいたま市健康福祉センター東楽園）	76
議案第70号	包括外部監査契約について……………	77
議案第71号	首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同 意について……………	78
議案第72号	市道路線の認定について……………	80
議案第73号	市道路線の廃止について……………	82
議案第74号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	94
議案第75号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	95
議案第76号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	96
議案第77号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	97
議案第78号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	98
議案第79号	土地利用審査会委員の任命について……………	99
議案第80号	土地利用審査会委員の任命について……………	100
議案第81号	土地利用審査会委員の任命について……………	101
議案第82号	土地利用審査会委員の任命について……………	102
議案第83号	土地利用審査会委員の任命について……………	103
議案第84号	土地利用審査会委員の任命について……………	104
議案第85号	土地利用審査会委員の任命について……………	105

議案第34号

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市個人番号の利用に関する条例（平成27年さいたま市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長（法令（条例及び規則を含む。）の規定により市長が行う事務の全部又は一部を行うこととされている者を含む。以下同じ。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長（法令（条例及び規則を含む。）の規定により市長が行う事務の全部又は一部を行うこととされている者を含む。以下同じ。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提</p>

合は、この限りでない。 4 [略]	供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 [略]
----------------------	----------------------------------

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第35号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年さいたま市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。)並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> とする。	(給与の種類) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。)並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 <u>及び期末手当</u> とする。
2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む。以下同じ。)並びに初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤	2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む。以下同じ。)並びに初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤

務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）並びに期末手当及び勤勉手当とする。

（手当及び手当相当報酬）

第6条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員に支給される手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、第2条第1項に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給することができる。

2 [略]

3 6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員（給与条例第27条第2項に規定する特定管理職員を除く。）に支給される期末手当及び勤勉手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。

務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）並びに期末手当とする。

（手当及び手当相当報酬）

第6条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員に支給される手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、第2条第1項に規定する手当（期末手当を除く。）を支給することができる。

2 [略]

3 6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員（給与条例第27条第2項に規定する特定管理職員を除く。）に支給される期末手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。

（さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 [略] 2 職員給与条例第30条第1項（教職員給与条例第26条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 [略] 2 職員給与条例第30条第1項（教職員給与条例第26条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（ <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u> ）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>
---	---

(さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第23条 技能職員で会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、その額及び支給方法は、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第23条 技能職員で会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とし、その額及び支給方法は、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第36号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 法第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで（これらの規定を法第12条の2において準用する場合を含む。）、第48条第1項及び第2項（これらの規定を法第117条において準用する場合を含む。）、 <u>第120条第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項並びに第126条の規定による戸籍に関する事務</u> (1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>戸籍証明書</u> の交付	[略]	1 法第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで（これらの規定を法第12条の2において準用する場合を含む。）、第48条第1項及び第2項（これらの規定を法第117条において準用する場合を含む。）、第120条第1項並びに第126条の規定による戸籍に関する事務 (1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	[略]
(2) [略]	[略]	(2) [略]	[略]
(3) <u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号1</u>		

<p>に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>件につき 400円</p>	<p>(3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	<p>[略]</p>
<p>(4) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付</p>	<p>[略]</p>	<p>(4) [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>(5) [略] (6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時</p>	<p>[略] 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>		

<p>に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p> <p>(7) 届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付</p> <p>(8) 届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p> <p>2～8 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円</p>	<p>(5) 届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p> <p>(6) 届書その他市長の受理した書類の閲覧</p> <p>2～8 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>書類1件につき 350円</p>
--	---	---	------------------------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第37号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前													
(減免) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 市長が特に必要があると認める建築物については、別表第14項、第14項の2及び第15項から第51項の9までに規定する手数料を免除する。		(減免) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 市長が特に必要があると認める建築物については、別表第14項、第14項の2及び第15項から第51項の7までに規定する手数料を免除する。													
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～51の6 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51の7 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の12第6項の規定による既存の建築物に対する接道義務制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</td> <td>1件につき 27,000円</td> </tr> <tr> <td>51の8 令第137条の12第7項の規定による既存の建築物に対する道路内建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</td> <td>1件につき 27,000円</td> </tr> </tbody> </table>		事務の種類	手数料の額	1～51の6 [略]		51の7 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の12第6項の規定による既存の建築物に対する接道義務制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円	51の8 令第137条の12第7項の規定による既存の建築物に対する道路内建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～51の6 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事務の種類	手数料の額	1～51の6 [略]	
事務の種類	手数料の額														
1～51の6 [略]															
51の7 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の12第6項の規定による既存の建築物に対する接道義務制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円														
51の8 令第137条の12第7項の規定による既存の建築物に対する道路内建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円														
事務の種類	手数料の額														
1～51の6 [略]															

51の9 [略]	[略]
51の10 [略]	[略]
51の11 [略]	[略]
51の12 [略]	[略]
52～56 [略]	
57 [略]	[略]
58 [略]	[略]
59 [略]	[略]
60 [略]	[略]
61～72 [略]	
73 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 (1)・(2) [略]	[略]
74～79 [略]	
80 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> （平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付に対する手数料 (1)・(2) [略]	[略]

備考

- 1～3 [略]
- 4 第61項、第62項、第63項の2及び第63項の3において「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第7項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。
- 5 第68項から第69項までにおいて「床面積の合計」とは、低炭素建築物新築等計画の

51の7 [略]	[略]
51の8 [略]	[略]
51の9 [略]	[略]
51の10 [略]	[略]
52～56 [略]	
57 <u>租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第2項の規定による特定の民間再開発事業認定の申請に対する審査</u>	1件につき 3 1,000円
58 [略]	[略]
59 [略]	[略]
60 [略]	[略]
60の2 [略]	[略]
61～72 [略]	
73 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 (1)・(2) [略]	[略]
74～79 [略]	
80 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> （平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付に対する手数料 (1)・(2) [略]	[略]

備考

- 1～3 [略]
- 4 第61項、第62項、第63項の2及び第63項の3において「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第7項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。
- 5 第68項から第69項までにおいて「床面積の合計」とは、低炭素建築物新築等計画の

認定申請及び低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に係る部分の床面積の合計（令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。

6・7 [略]

認定申請及び低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に係る部分の床面積の合計（建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。

6・7 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第57項を削り、第58項を第57項とし、第59項を第58項とし、第60項を第59項とし、第60項の2を第60項とする改正は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成 13 年さいたま市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 [略]		1 [略]	
2 法第 11 条第 1 項 前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査		2 法第 11 条第 1 項 前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	
(1) [略]	[略]	(1) [略]	[略]
(2) 貯蔵所 ア～ウ [略]	[略]	(2) 貯蔵所 ア～ウ [略]	[略]
エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等		エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等	

を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の3に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

⑦～⑩ [略]

[略]

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所又は浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

⑦ 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,450,000円

⑧ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,720,000円

⑨ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,920,000円

⑩ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上のもの 1件につき 2,360,000円

を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。）及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち、同令第1条の3に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

⑦～⑩ [略]

[略]

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所又は浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

⑦ 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,180,000円

⑧ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,410,000円

⑨ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,590,000円

⑩ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上のもの 1件につき 1,950,000円

蔵最大数量が 50,000 キロリットル 以上100, 000キロリ ットル未満の もの	0,000円
(カ) 危険物の貯 蔵最大数量が 100,00 0キロリット ル以上200 ,000キロ リットル未満 のもの	1件につき <u>2,74</u> 0,000円
(キ) 危険物の貯 蔵最大数量が 200,00 0キロリット ル以上300 ,000キロ リットル未満 のもの	1件につき <u>5,64</u> 0,000円
(ク) 危険物の貯 蔵最大数量が 300,00 0キロリット ル以上400 ,000キロ リットル未満 のもの	1件につき <u>7,24</u> 0,000円
(ケ) 危険物の貯 蔵最大数量が 400,00 0キロリット ル以上のもの	1件につき <u>8,79</u> 0,000円
カ～シ [略]	[略]
(3) [略]	[略]

3～15 [略]

16 高圧ガス保安法
(昭和26年法律第
204号) 第5条第
1項の規定による高
圧ガスの製造の許可
の申請に対する審査
(1) [略]
(2) 高圧ガス保安法
第5条第1項第1
号に該当する者で
あって移動式製造

[略]

蔵最大数量が 50,000 キロリットル 以上100, 000キロリ ットル未満の もの	0,000円
(カ) 危険物の貯 蔵最大数量が 100,00 0キロリット ル以上200 ,000キロ リットル未満 のもの	1件につき <u>2,27</u> 0,000円
(キ) 危険物の貯 蔵最大数量が 200,00 0キロリット ル以上300 ,000キロ リットル未満 のもの	1件につき <u>4,55</u> 0,000円
(ク) 危険物の貯 蔵最大数量が 300,00 0キロリット ル以上400 ,000キロ リットル未満 のもの	1件につき <u>5,82</u> 0,000円
(ケ) 危険物の貯 蔵最大数量が 400,00 0キロリット ル以上のもの	1件につき <u>7,07</u> 0,000円
カ～シ [略]	[略]
(3) [略]	[略]

3～15 [略]

16 高圧ガス保安法
(昭和26年法律第
204号) 第5条第
1項の規定による高
圧ガスの製造の許可
の申請に対する審査
(1) [略]
(2) 高圧ガス保安法
第5条第1項第1
号に該当する者で
あって移動式製造

[略]

設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、次項及び第22項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（次号に掲げる者を除く。）

ア～コ [略]

(3) 前号に掲げる者であって移動式製造設備について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第37条の4第1項の許可を受けたもの

(4) [略]

17～19 [略]

20 高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査

(1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査

第16項各号に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合し

設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。次項及び第22項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの

ア～コ [略]

[略]

(3) [略]

[略]

17～19 [略]

20 高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査

(1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査

第16項各号に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油

<p>(2) [略]</p> <p>(3) 高压ガス保安法第20条第3項の規定による高压ガスの製造のための施設の完成検査</p> <p>(4) [略]</p>	<p>ていると認められたものの完成検査にあっては、6, 100円)</p> <p>[略]</p> <p>第17項各号に掲げる高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高压ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、<u>液化石油ガス法</u>第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6, 100円)</p> <p>[略]</p>	<p>(2) [略]</p> <p>(3) 高压ガス保安法第20条第3項の規定による高压ガスの製造のための施設の完成検査</p> <p>(4) [略]</p>	<p>ガス法」という。) 第37条の3第1項の完成検査を受け、<u>同法</u>第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6, 100円)</p> <p>[略]</p> <p>第17項各号に掲げる高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高压ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、<u>同法</u>第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6, 100円)</p> <p>[略]</p>
21～43 [略]		21～43 [略]	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第39号

さいたま市教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市教育振興基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教育振興基金条例の一部を改正する条例

さいたま市教育振興基金条例（平成13年さいたま市条例第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 <u>さいたま市立学校教職員等海外派遣研修事業及びさいたま市大学等進学「夢」支援（第6条においてこれらを「事業」という。）</u> に要する費用に充てるため、さいたま市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。	(設置) 第1条 <u>さいたま市立学校教職員等海外派遣研修事業に要する費用に充てるため、さいたま市教育振興基金（以下「基金」という。）</u> を設置する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第40号

さいたま市子ども・青少年希望基金条例の制定について
さいたま市子ども・青少年希望基金条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市子ども・青少年希望基金条例

(設置)

第1条 子ども及び青少年の健全な育成並びに子育ての支援に関する事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、さいたま市子ども・青少年希望基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で、一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

- (1) 前条の設置目的に対する寄附金額
- (2) 市の積立金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、子ども及び青少年の健全な育成並びに子育ての支援に関する事業の

実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第41号

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成23年さいたま市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 差別 次に掲げる行為及び市又は事業者が、<u>合理的配慮に基づく措置を行わなければ障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えることをいう。</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為</p> <p>(7)・(4) [略]</p> <p>ウ 障害者を雇用し、又は業務に従事させる場</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 差別 次に掲げる行為をいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為</p> <p>(7)・(4) [略]</p> <p>(7) <u>合理的配慮に基づく措置を行わなければ授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。</u></p> <p>ウ 障害者を雇用し、又は業務に従事させる場</p>

合に行う次に掲げる行為

(7)・(4) [略]

エ～ク [略]

(9)・(10) [略]

(意思疎通等が困難な障害者に対する施策等)

第25条 [略]

2 [略]

3 事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。

4 [略]

(障害者の社会参加の機会の拡大)

第26条 [略]

2 [略]

3 建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。

合に行う次に掲げる行為

(7)・(4) [略]

(7) 合理的配慮に基づく措置を行わなければ業務の遂行が妨げられること、研修を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。

エ～ク [略]

(9)・(10) [略]

(意思疎通等が困難な障害者に対する施策等)

第25条 [略]

2 [略]

3 事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

4 [略]

(障害者の社会参加の機会の拡大)

第26条 [略]

2 [略]

3 建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第42号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(名称及び位置等) 第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置等) 第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋6丁目1587番地 <u>(児童発達支援センターについては、さいたま市西区三橋6丁目1450番地1)</u>	障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋6丁目1587番地
障害者福祉施設みのり園	さいたま市西区三橋6丁目1450番地1	障害者福祉施設みのり園	
[略]		[略]	
2～4	[略]	2～4	[略]
(業務) 第10条 障害児総合療育施設に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援セ		(業務) 第10条 障害児総合療育施設に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援セ	

ンター」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する施設として、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する業務を行う。

2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること。
- (2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。
- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること。
- (4) [略]

(利用者の資格)

第12条 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第5項に規定する保育所等訪問支援を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。

(1)～(3) [略]

2 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を利用することができる者は、法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。

3 [略]

(業務)

第19条 療育センターさくら草に置く児童発達支援センター(以下この節において「児童発達支援センター」という。)は、法第43条に規定する施設として、第10条第1項に規定する業務を行う。

2 [略]

ンター」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する施設として、次に掲げる業務を行う。

(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。

(2) 法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること。

2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること。

(2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関すること。

(3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関すること。

(4) [略]

(利用者の資格)

第12条 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第6項に規定する保育所等訪問支援を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。

(1)～(3) [略]

2 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を利用することができる者は、法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。

3 [略]

(業務)

第19条 療育センターさくら草に置く児童発達支援センター(以下この節において「児童発達支援センター」という。)は、法第43条に規定する施設として、第10条第1項各号に掲げる業務を行う。

2 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第43号

さいたま市さくら草学園条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市さくら草学園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市さくら草学園条例等の一部を改正する条例

(さいたま市さくら草学園条例の一部改正)

第1条 さいたま市さくら草学園条例（平成13年さいたま市条例第165号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(業務) 第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) 障害児相談支援（ <u>法第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援をいう。次条第2項において同じ。）に関する事 こと。 (3)・(4) [略]	(業務) 第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) 障害児相談支援（ <u>法第6条の2の2第7項</u> に規定する障害児相談支援をいう。次条第2項において同じ。）に関する事 こと。 (3)・(4) [略]

(さいたま市杉の子園条例の一部改正)

第2条 さいたま市杉の子園条例（平成13年さいたま市条例第166号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(業務) 第2条 園は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) 障害児相談支援（ <u>法第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事 (3)・(4) [略]	(業務) 第2条 園は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) 障害児相談支援（ <u>法第6条の2の2第7項</u> に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事 (3)・(4) [略]

(さいたま市はるの園条例の一部改正)

第3条 さいたま市はるの園条例（平成22年さいたま市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(業務) 第2条 園は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) 障害児相談支援（ <u>法第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事 (3)・(4) [略]	(業務) 第2条 園は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) 障害児相談支援（ <u>法第6条の2の2第7項</u> に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事 (3)・(4) [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第44号

さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p><u>ウ 他の市町村の長が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p>

<p>ケ [略]</p> <p>コ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(3) 本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p><u>(4) 市長が、老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>2 前項の規定（同項第1号アからコまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 他の地方公共団体の負担において、この条例による医療費助成金と同等の医療に関する給付を現に受けている者</u></p>	<p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>2 前項の規定（同項第1号アからクまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市心身障害者医療費支給条例第3条第1項第1号イ及びウ、第3号並びに第4号の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの号に掲げる施設に入居し、又は入所した者について適用し、同日前に当該施設に入居し、又は入所した者については、なお従前の例による。

議案第45号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(揭示等) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、 <u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u>	(揭示) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を <u>揭示しなければならない。</u>

<p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 [略]</p>
---	---

(さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(入居申込者に対する説明、契約等)	(入居申込者に対する説明、契約等)

<p>第15条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>8～11 [略]</p>	<p>第15条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>8～11 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第46号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 岩槻本町保育 園	さいたま市岩槻 区本町2丁目5 番5号	[略]	さいたま市立 岩槻本町保育 園	さいたま市岩槻 区本町2丁目6 番19号	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和6年5月13日から施行する。

議案第 47 号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成 13 年さいたま市条例第 178 号）の一部
を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 天沼放課後児 童クラブ	さいたま市大宮 区天沼町 1 丁目 194 番地	[略]	さいたま市立 天沼放課後児 童クラブ	さいたま市大宮 区天沼町 2 丁目 1077 番地	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。

議案第48号

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成19年
さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する<u>18歳に 達する日以後の最初の3月31日までの間にあ る者</u>で、医療保険各法の規定による被保険者又 は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれか に該当する者を除く。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する<u>学校教育 法（昭和22年法律第26号）第1条に規定す る中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期 課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準じ るものを卒業する日又は修了する日の属する月 の末日までの者</u>その他規則で定める特別の事情 がある者で、医療保険各法の規定による被保険 者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいず れかに該当する者を除く。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、次の各号のいずれにも該当する者の保護者（この条例による改正後のさいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3号に規定する保護者であって、第2号に規定する月の末日において同号に規定する者に係るこの条例による改正前のさいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号に規定する受給資格者であったものに限る。）であって、第2号に規定する月の末日から市長が別に定める日までの間継続して市内に住所を有するものについて、施行日に新条例第7条第1項の規定による申請があったものとみなして同条第2項に規定する登録及び同条第5項に規定する受給資格証の交付をすることができる。この場合において、当該受給資格証の交付を受けた者は、施行日において同条第2項の登録を受けた者とみなす。
 - (1) 施行日に新条例の規定により新たに新条例第2条第2号に定める乳幼児・児童に該当することと見込まれる者であって、次号に規定する月の末日から市長が別に定める日までの間継続して市内に住所を有するもの
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準じるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日において旧条例第2条第2号に定める乳幼児・児童に該当していた者
- 3 新条例第7条第5項の規定による受給資格者への受給資格証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても同条の規定の例により、行うことができる。この場合において、当該受給資格証の交付を受けた者は、施行日において同条第1項の申請をし、及び同条第2項の登録を受けた者とみなす。

議案第49号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（基礎課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>3万5,000円</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">（基礎課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>3万2,800円</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>1万2,200円</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>1万800円</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万3,400円</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,000円</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額し</p>	<p style="text-align: center;">（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額し</p>

て得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 24,500円
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 8,540円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 9,380円
- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特

て得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 22,960円
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 7,560円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 8,400円
- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特

定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に29万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 17,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 6,700円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に53万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 7,000円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 2,440円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2,680円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）

定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に29万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 16,400円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,400円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 6,000円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に53万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,560円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 2,160円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2,400円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）

は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,250円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17,500円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,830円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,050円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,100円

3・4 [略]

は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,920円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,200円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,120円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16,400円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,620円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,700円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,400円

3・4 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第50号

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例

さいたま市介護保険条例（平成13年さいたま市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（介護認定審査会の委員の定数）</p> <p>第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第15条第1項に規定するさいたま市介護認定審査会の委員の定数は、<u>340</u>人以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">（介護認定審査会の委員の定数）</p> <p>第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第15条第1項に規定するさいたま市介護認定審査会の委員の定数は、<u>320</u>人以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">（保険料率等）</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,977円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,124円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,042円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>69,185円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,872円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>84,560円</u></p>	<p style="text-align: center;">（保険料率等）</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,204円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,445円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,066円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,547円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72,408円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>79,649円</u></p>

- ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）
- (7) 次のいずれかに該当する者 99, 934円
- ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 115, 308円
- ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 130, 683円
- ア 合計所得金額が320万円以上420万円

- ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。）
- (7) 次のいずれかに該当する者 94, 131円
- ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 108, 612円
- ア 合計所得金額が200万円以上350万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 123, 094円
- ア 合計所得金額が350万円以上500万円

未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 146, 057
円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 161, 432
円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 176, 806
円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 184, 493
円

ア 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用さ

未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 144, 816
円

ア 合計所得金額が500万円以上700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 166, 539
円

ア 合計所得金額が700万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

れたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

14) 次のいずれかに該当する者 215, 242
ロ

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

15) 前各号のいずれにも該当しない者 230, 616円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第5項の規定による保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万1,909円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第6項の規定による保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万749円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第7項の規定による保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、5万2,658円とする。

5 [略]

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 [略]

2 [略]

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

12) 前各号のいずれにも該当しない者 191, 882円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第5項の規定による保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万1,723円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第6項の規定による保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万5,343円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第7項の規定による保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、4万3,445円とする。

5 [略]

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 [略]

2 [略]

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市介護保険条例第3条第1項から第4項までの規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第51号

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年さいたま市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き家等 <u>市内に所在する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。</u></p> <p>(2) 管理不全な状態 <u>法第2条第2項又は法第13条第1項に規定する状態をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き家等 <u>市内に所在する建物その他の土地の工作物で、現に人が使用していないもの及びその敷地をいう。</u></p> <p>(2) 管理不全な状態 <u>空き家等が次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>老朽化又は台風等の自然災害により倒壊するおそれのあること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>建築材等を飛散させ当該敷地外にある者の生命、身体又は財産に損害を及ぼすおそれのあること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ウ <u>不特定の者の侵入が容易であるために犯罪行為を誘発するおそれのあること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">エ <u>雑草が繁茂し、又は害虫が発生し、若しくは動物（さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年さいたま市条例第46号）第2条第1号の動物を除く。以下同じ。</u></p>

(3) 所有者等 法第5条に規定する所有者等をいう。

(命令)

第6条 市長は、法第13条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講じるよう命じることができる。

(公表)

第7条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく同条の期限内に当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定は、法第22条第3項の規定による命令に従わなかった者について適用する。この場

)の死体、ふん尿その他の汚物が放置され、若しくは動物の毛等が飛散すること等に起因して当該敷地外の良好な生活環境を阻害するおそれのあること。

(3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

(調査等)

第6条 市長は、第3条の規定による適正な管理がなされていない空き家等があると認めるとき、又は前条の規定による情報の提供があったときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該空き家等に立ち入り、調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第7条 市長は、前条の規定による調査等により管理不全な状態にあると認める空き家等の所有者等に対し、当該空き家等について適正な管理がなされるよう必要な指導をすることができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による指導をした場合において、所有者等がなお空き家等を管理不全な状態に置いていると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該空き家等の適正な管理のために必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わなかったときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく同条の期限内に当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(4) [略]

合において、前項中「前条」とあるのは「法第2条第3項」と、「同条」とあるのは「同項」と、「空き家等」とあるのは「法第2条第2項の特定空家等」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた者又はその代理人に意見を述べる機会を与えなければならない。

（必要な措置の要請）

第8条 市長は、空き家等が犯罪行為の用に供され、又は供されようとしている等緊急の必要があると認めるときは、当該空き家等が所在する地域を管轄する警察署長に必要な措置を講じるよう要請するものとする。

第9条 [略]

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

（必要な措置の要請）

第11条 市長は、空き家等が犯罪行為の用に供され、又は供されようとしている等緊急の必要があると認めるときは、当該空き家等が所在する地域を管轄する警察署長に必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第12条 [略]

（空家等対策の推進に関する特別措置法との関係）

第13条 第6条から第9条までの規定は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。次項において「法」という。）第2条第2項の特定空家等については、適用しない。

2 第10条の規定は、法第14条第3項の規定による命令に従わなかった者について適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条 第1項	前条の規定による命令を受けた所有者等	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下この項において「法」という。）第14条第3項の規定による命令を受けた者
	同条	同項
第10条 第1項第1号	前条	法第14条第3項
第10条 第1項第2号	前条	法第14条第3項
	空き家等	法第2条第2項の特定空家等
第10条 第1項第3号	前条	法第14条第3項

<p>第10条 [略]</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="837 183 965 302"> <p>第10条 第2項</p> </td> <td data-bbox="965 183 1093 302"> <p>当該命令 を受けた 所有者等</p> </td> <td data-bbox="1093 183 1452 302"> <p>当該命令を受けた者又はその代理人</p> </td> </tr> </table> <p>第14条 [略]</p>	<p>第10条 第2項</p>	<p>当該命令 を受けた 所有者等</p>	<p>当該命令を受けた者又はその代理人</p>
<p>第10条 第2項</p>	<p>当該命令 を受けた 所有者等</p>	<p>当該命令を受けた者又はその代理人</p>		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(さいたま市空き地の環境保全に関する条例の一部改正)

2 さいたま市空き地の環境保全に関する条例（平成13年さいたま市条例第188号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き地 現に人が使用していない土地又はこれに等しい状態にあると認められる土地であつて、<u>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項の敷地を除いたものをいう。</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き地 現に人が使用していない土地又はこれに等しい状態にあると認められる土地であつて、<u>さいたま市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年さいたま市条例第44号）第2条第1号の敷地を除いたものをいう。</u></p> <p>(2) [略]</p>

議案第52号

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年さいたま市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。） <u>第38条の2第2項</u> の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。） <u>第38条の2第3項</u> の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。
(報告) 第2条 <u>法第38条の2第2項</u> に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条の5各号に規定する事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。	(報告) 第2条 <u>法第38条の2第3項</u> に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条の5各号に規定する事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 3 号

さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市医療法施行条例（平成 2 4 年さいたま市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(病院の従業者の基準) 第 3 条 法第 2 1 条第 1 項第 1 号の規定により病院 が有しなければならない従業者の員数は、次の各 号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定め る員数とする。 (1)～(3) [略] (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 病床数 1 0 0 以上の 病院にあつては、 1 (5)・(6) [略] 2・3 [略]	(病院の従業者の基準) 第 3 条 法第 2 1 条第 1 項第 1 号の規定により病院 が有しなければならない従業者の員数は、次の各 号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定め る員数とする。 (1)～(3) [略] (4) 栄養士 病床数 1 0 0 以上の病院にあつては、 1 (5)・(6) [略] 2・3 [略]

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第54号

さいたま市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市印鑑条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市印鑑条例等の一部を改正する条例

(さいたま市印鑑条例の一部改正)

第1条 さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、<u>印鑑登録原票</u>を作成して、当該印鑑を登録するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の<u>印鑑登録原票</u>には、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>3 前項第2号から第7号までに掲げる事項を登録する<u>印鑑登録原票</u>は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって<u>調製する</u>。</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、<u>印鑑登録票</u>を作成して、当該印鑑を登録するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の<u>印鑑登録票</u>には、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>3 前項第2号から第7号までに掲げる事項を登録する<u>印鑑登録票</u>は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって<u>調製することができる</u>。</p>
<p>(印鑑登録証の引換交付)</p> <p>第8条 印鑑登録証を著しく破損し、又は汚損したときは、申請に基づき、<u>引換交付</u>することができる。ただし、当該印鑑登録証に記載された登録番号の判読が困難なときは、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第8条 印鑑登録証を著しく破損し、又は汚損したときは、申請に基づき、<u>再交付</u>することができる。ただし、当該印鑑登録証に記載された登録番号の判読が困難なときは、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(印鑑登録証の返還)</p> <p>第9条 印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登</p>	<p>(印鑑登録証の返還)</p> <p>第9条 印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登</p>

録者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、本人又はその代理人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 印鑑登録証が著しく破損し、又は汚損したため引換交付を受けようとするとき。
- (3)・(4) [略]

(印鑑登録原票の登録事項の修正)

第11条 [略]

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、審査の上、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳の記録に基づき、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該事項について印鑑登録原票を修正することができる。

(印鑑登録原票の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録原票を消除しなければならない。

- (1)~(8) [略]

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 印鑑登録者又はその代理人(個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を添えて申請する場合は、印鑑登録者に限る。)は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証又は個人番号カードを添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項の規定により記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものを

録者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、本人又はその代理人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 印鑑登録証が著しく破損し、又は汚損したため再交付を受けようとするとき。
- (3)・(4) [略]

(印鑑登録票の登録事項の修正)

第11条 [略]

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、審査の上、当該事項について印鑑登録票を修正するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳の記録に基づき、印鑑登録票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該事項について印鑑登録票を修正することができる。

(印鑑登録票の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録票を消除しなければならない。

- (1)~(8) [略]

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項の規定により記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を端末機(本市の電子計算機と電

<p>いう。次条において同じ。)に使用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 市長は、<u>前条</u>の規定により印鑑登録証明書の交付申請があったときは、当該申請をした者に対し、<u>印鑑登録原票</u>に登録されている印影の写し(電子計算機又は端末機により出力されたものを含む。以下同じ。)に次に掲げる事項を記載して作成された印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(1) <u>印鑑登録原票</u>に登録されている印影の写しに相違ない旨</p> <p>(2)~(5) [略]</p>	<p>気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。)に使用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 市長は、<u>第13条</u>の規定により印鑑登録証明書の交付申請があったときは、当該申請をした者に対し、<u>印鑑登録票</u>に登録されている印影の写し(電子計算機又は端末機により出力されたものを含む。以下同じ。)に次に掲げる事項を記載して作成された印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(1) <u>印鑑登録票</u>に登録されている印影の写しに相違ない旨</p> <p>(2)~(5) [略]</p>
--	--

(さいたま市認可地縁団体印鑑条例の一部改正)

第2条 さいたま市認可地縁団体印鑑条例 (平成13年さいたま市条例第201号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る<u>さいたま市印鑑条例第6条第1項の印鑑登録原票</u>の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票(以下「印鑑登録原票」という。)を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。</p> <p>2~4 [略]</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る<u>印鑑登録票</u>の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票(以下「印鑑登録原票」という。)を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。</p> <p>2~4 [略]</p>

(さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の一部改正)

第3条 さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例（平成27年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1 [略] (住民基本台帳カードの利用に関する経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前のさいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例第5条第1項の規定により交付サービスの提供を受けている住民基本台帳カードの利用（ <u>同条例第2条第1号に規定する自動交付機による交付の利用を除く。</u> ）については、 <u>施行日から当該住民基本台帳カードの有効期間の満了の日又は令和6年4月30日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。</u> 3～7 [略]	附 則 1 [略] (住民基本台帳カードの利用に関する経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前のさいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例第5条第1項の規定により交付サービスの提供を受けている住民基本台帳カードの利用については、施行日から当該住民基本台帳カードの有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。 3～7 [略]

附 則

この条例中第3条の規定は公布の日から、第1条中第13条の改正は令和6年4月1日から、第1条の規定（同条中第13条の改正を除く。）及び第2条の規定は同年5月7日から施行する。

議案第 5 5 号

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 7 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(会計年度任用職員の給与) 第 2 2 条 水道局企業職員で会計年度任用職員（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> とし、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第 1 8 号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。 2 [略]	(会計年度任用職員の給与) 第 2 2 条 水道局企業職員で会計年度任用職員（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び <u>期末手当</u> とし、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第 1 8 号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。 2 [略]

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第56号

さいたま市給水条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市給水条例の一部を改正する条例

さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第9条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第9条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>
<p style="text-align: center;">（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の水道の使用の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の水道の使用の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 [略]</p>

<p>(過料)</p> <p>第45条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第9条第1項の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(過料)</p> <p>第45条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第9条第1項の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第57号

ひまわり学園大規模改修（建築）工事請負契約について

ひまわり学園大規模改修（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 契約の目的 ひまわり学園大規模改修（建築）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 502,873,800円
- 4 契約の相手方 吾妻・山崎特定共同企業体
代表構成員 さいたま市大宮区浅間町2丁目47番地1
吾妻工業株式会社
代表取締役 吉村 祐起子
構 成 員 さいたま市見沼区大字南中野561番地3
株式会社山崎工務店
代表取締役 山崎 聡亮

議案第58号

ひまわり学園大規模改修（機械設備）工事請負契約について

ひまわり学園大規模改修（機械設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 契約の目的 ひまわり学園大規模改修（機械設備）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 364,222,100円
- 4 契約の相手方 さいたま市見沼区東大宮2丁目31番地2
県南設備工業株式会社
代表取締役 瀬田 雄一

議案第59号

さくら草学園移転整備（建築）工事請負契約について

さくら草学園移転整備（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 契約の目的 さくら草学園移転整備（建築）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 406,560,000円
- 4 契約の相手方 さいたま市浦和区前地3丁目14番12号
スミダ工業株式会社
代表取締役 半田 正一

議案第60号

さいたま市立原山小学校（7・18・21・24・25棟）リフレッシュ改修
（建築）工事請負契約について

さいたま市立原山小学校（7・18・21・24・25棟）リフレッシュ改修（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 契約の目的 さいたま市立原山小学校（7・18・21・24・25棟）リフレッシュ改修（建築）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 622,777,100円
- 4 契約の相手方 三ツ和・山一特定共同企業体
代表構成員 さいたま市北区宮原町1丁目565番地
三ツ和総合建設業協同組合
代表理事 山本 純義
構 成 員 さいたま市大宮区三橋2丁目477番地
株式会社山一建設
代表取締役 沼尾 均

議案第61号

さいたま市立谷田小学校（1・31・32棟）リフレッシュ改修（建築）工事
請負契約について

さいたま市立谷田小学校（1・31・32棟）リフレッシュ改修（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 契約の目的 さいたま市立谷田小学校（1・31・32棟）リフレッシュ改修（建築）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 522,723,300円
- 4 契約の相手方 不動・川村特定共同企業体
代表構成員 さいたま市南区南浦和3丁目31番20号
不動開発株式会社
代表取締役 松永 満
構 成 員 さいたま市大宮区桜木町4丁目199番地6
川村建設株式会社
代表取締役 川村 郁夫

議案第62号

さいたま市立本太中学校（6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について

さいたま市立本太中学校（6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟）リフレッシュ改修（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 契約の目的 さいたま市立本太中学校（6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟）リフレッシュ改修（建築）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,136,879,700円
- 4 契約の相手方 佐伯工務店・佐伯リフォーム特定共同企業体
代表構成員 さいたま市北区日進町1丁目319番地
株式会社佐伯工務店
代表取締役 安藤 正浩
構 成 員 さいたま市北区榎引町2丁目904番地
佐伯リフォーム株式会社
代表取締役 安藤 嘉明

議案第63号

さいたま市立本太中学校（6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事請負契約について

さいたま市立本太中学校（6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結したので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 契約の目的 さいたま市立本太中学校（6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 343,469,500円
- 4 契約の相手方 さいたま市北区奈良町153番地12
株式会社ケーアイ
代表取締役 熊井戸 純

議案第64号

議決事項の一部変更について（大宮区役所旧庁舎等解体工事請負契約）

令和3年9月議会において議決を得た請負契約について（議案第126号。令和5年2月議会において議決を得て一部変更（議案第57号））下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

3契約金額中「1,417,240,000円」を「1,608,090,000円」に変更する。

議案第65号

議決事項の一部変更について（さいたま市立三橋小学校（5-1、-2・6-1、-2・18・26棟）・公民館リフレッシュ改修（建築）工事請負契約）

令和5年6月議会において議決を得た請負契約について（議案第118号）下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

3契約金額中「1,358,441,700円」を「1,416,873,700円」に変更する。

議案第66号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

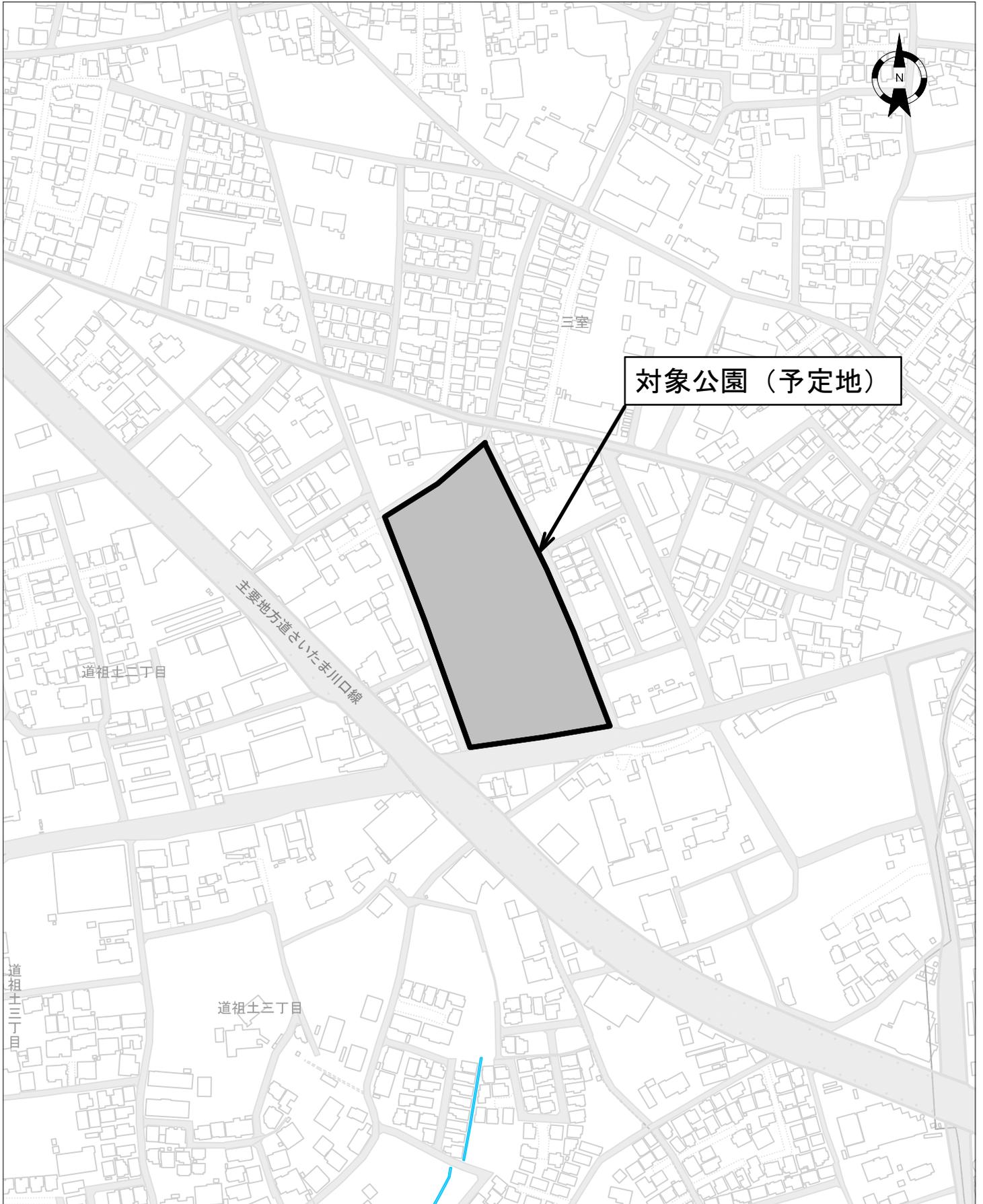
- 1 物件の表示 さいたま市緑区大字三室字西宿1305番1
（仮称）埼玉県立総合教育センター跡地公園整備・運営管理事業により整備される特定公園施設
- 2 取得先 さいたま市緑区東浦和1丁目21番地3
株式会社内田緑化興業
代表取締役 殿井 正仁
- 3 取得価格 290,280,000円
- 4 取得理由 都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく公募設置管理制度で実施中の（仮称）埼玉県立総合教育センター跡地公園整備・運営管理事業により整備される特定公園施設を市が取得するため。

(参考)

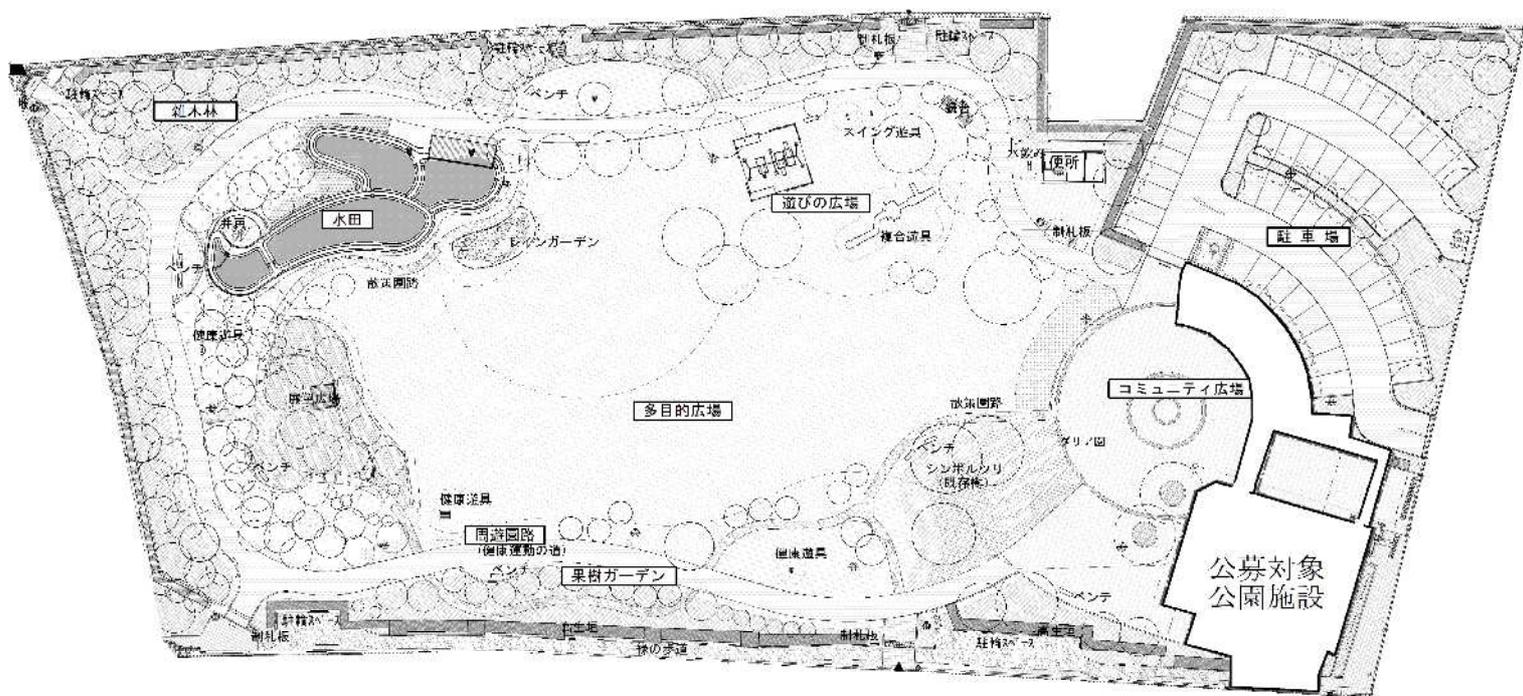
物件の概要

所在地	さいたま市緑区大字三室字西宿 1 3 0 5 番 1
特定公園施設の概要	園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設等

案内図



見取図



- ※1 公募対象公園施設は、譲渡を受けるものではありません。
- ※2 見取図は、今後の工事の進捗等により変更となる可能性があります。

議案第67号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

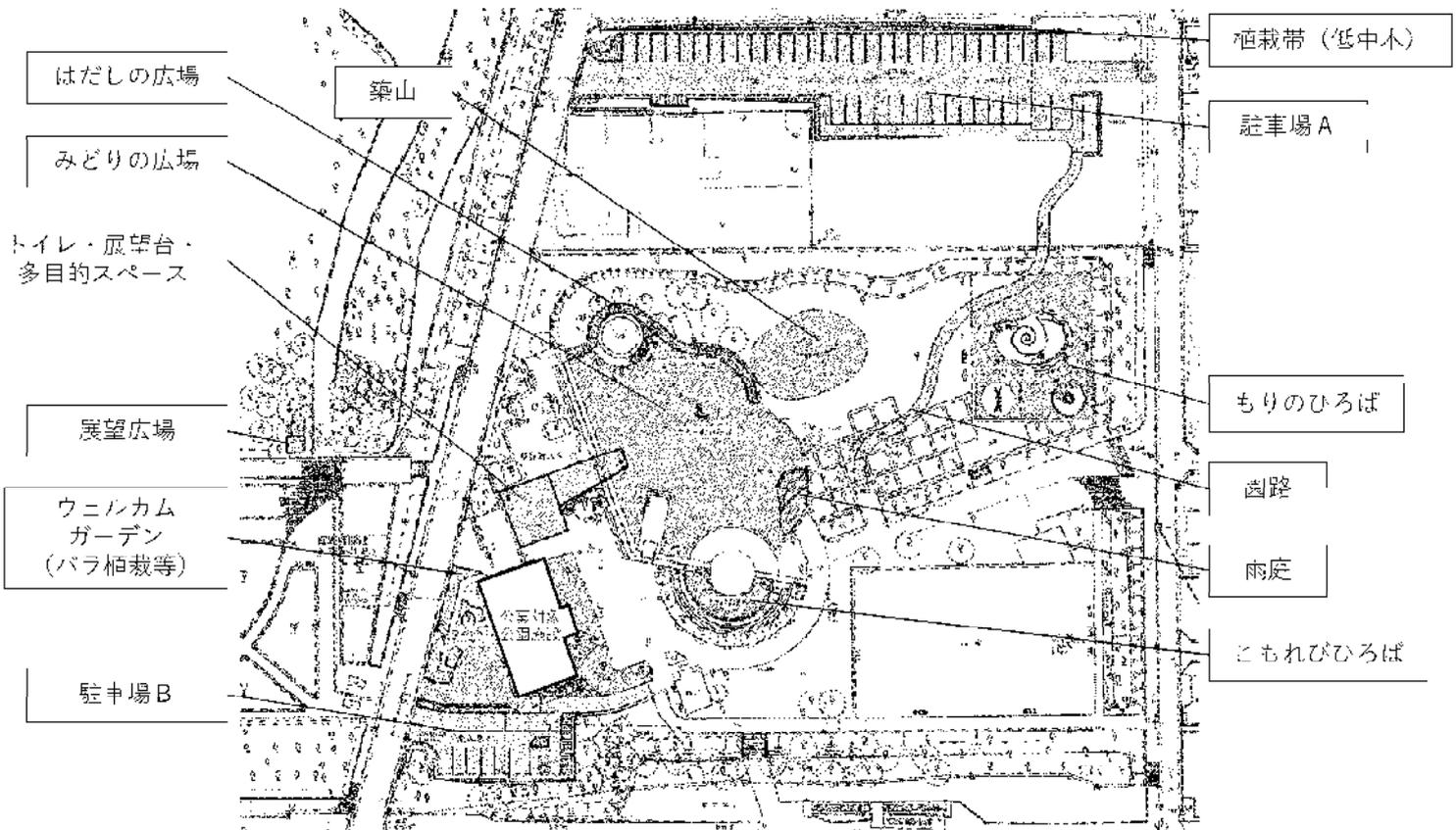
- 1 物件の表示 さいたま市中央区本町西1丁目1670番1ほか
与野公園整備・運営管理事業により整備される特定公園施設
- 2 取得先 さいたま市南区文蔵1丁目19番17号
大和リース株式会社さいたま支店
支店長 古賀 章
- 3 取得価格 241,500,000円
- 4 取得理由 都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく公募設置管理制度で実施中の与野公園整備・運営管理事業により整備される特定公園施設を市が取得するため。

(参考)

物件の概要

所在地	さいたま市中央区本町西1丁目1670番1ほか
特定公園施設の概要	園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設等

見取図



- ※1 公募対象公園施設は、譲渡を受けるものではありません。
- ※2 見取図は、今後の工事の進捗等により変更となる可能性があります。

議案第69号

指定管理者の指定について

さいたま市健康福祉センター東楽園の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市見沼区大字膝子984番地
- (2) 名 称 さいたま市健康福祉センター東楽園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号
- (2) 名 称 さいたまユニバーサル・ウェルネスJV
- (3) 代表者 アイル・コーポレーション株式会社
代表取締役 町田 哲雄

3 指定する期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第70号

包括外部監査契約について

包括外部監査契約を下記のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和6年4月1日
- 3 契約の金額 17,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 さいたま市中央区上落合9丁目11番25-812号
氏名 小松 聡
資格 公認会計士

議案第 7 1 号

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について
道路整備特別措置法（昭和 3 1 年法律第 7 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき、首都
高速道路株式会社が別紙のとおり埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の
額及びその徴収期間を変更することについて、同条第 7 項の規定において準用する同
条第 3 項及び第 4 項の規定により同意することの議決を求める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

(別紙)

埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の額及びその徴収期間について、その一部を次のとおり変更する。

4(1)イ(㊦)を削る。

5中「令和47年9月30日」を「令和56年3月20日」に改める。

議案第72号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A第839号線	82 09	4 00	さいたま市桜区大字塚本字東耕地26番12地先	さいたま市桜区大字塚本字東耕地26番1地先	
F第518号線	452 85	10 80	さいたま市浦和区岸町七丁目1385番2地先	さいたま市浦和区岸町七丁目1番1地先	
F第519号線	120 59	5 46	さいたま市浦和区高砂三丁目25番3地先	さいたま市浦和区高砂三丁目1番2地先	
F第520号線	130 74	5 80	さいたま市浦和区岸町七丁目119番2地先	さいたま市浦和区岸町七丁目121番2地先	
F第521号線	32 65	5 80	さいたま市浦和区岸町七丁目125番8地先	さいたま市浦和区岸町七丁目125番2地先	
F第522号線	74 06	2 73 ～ 3 36	さいたま市浦和区岸町七丁目111番2地先	さいたま市浦和区岸町七丁目108番2地先	
F第523号線	43 25	2 74 ～ 3 39	さいたま市浦和区岸町七丁目104番5地先	さいたま市浦和区岸町七丁目103番2地先	
F第524号線	31 06	5 46	さいたま市浦和区岸町七丁目97番2地先	さいたま市浦和区岸町七丁目96番4地先	
F第525号線	85 26	5 46	さいたま市浦和区岸町七丁目94番1地先	さいたま市浦和区岸町七丁目91番1地先	
K第508号線	63 10	4 00 ～ 6 48	さいたま市南区大字広ヶ谷戸字吹通195番10地先	さいたま市南区大字大谷口字向原1729番4地先	
第792号線	61 04	4 00	さいたま市中央区円阿弥四丁目568番7地先	さいたま市中央区円阿弥四丁目566番7地先	
第793号線	364 55	3 83 ～ 5 16	さいたま市中央区新中里四丁目1172番2地先	さいたま市中央区新中里四丁目1275番地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
第 7 9 4 号 線	95 05	3 98 ~ 4 35	さいたま市中央区鈴 谷九丁目 2 4 6 番 1 0 地先	さいたま市中央区鈴 谷九丁目 2 4 2 番 3 地先	
第 7 9 5 号 線	242 44	3 96 ~ 4 10	さいたま市中央区鈴 谷九丁目 3 6 4 番地 先	さいたま市中央区鈴 谷九丁目 2 0 5 番 3 地先	
1 2 9 5 4 号 線	89 31	4 50	さいたま市北区今羽 町 5 1 4 番 1 2 地先	さいたま市北区今羽 町 5 1 4 番 6 地先	
3 2 9 7 1 号 線	158 92	5 15	さいたま市西区西大 宮一丁目 3 4 番 8 地 先	さいたま市西区西大 宮一丁目 1 9 番 1 7 地先	
3 2 9 7 2 号 線	86 74	5 15	さいたま市西区西大 宮一丁目 1 3 番 2 地 先	さいたま市西区西大 宮一丁目 1 4 番 3 地 先	
3 2 9 7 3 号 線	91 33	5 15	さいたま市西区西大 宮一丁目 3 9 番 1 地 先	さいたま市西区西大 宮一丁目 3 5 番 1 地 先	
4 1 7 1 6 号 線	75 48	5 00	さいたま市西区大字 水判土字観音脇 5 0 2 番 2 9 地先	さいたま市西区大字 水判土字観音脇 5 0 2 番 1 7 地先	

議案第73号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

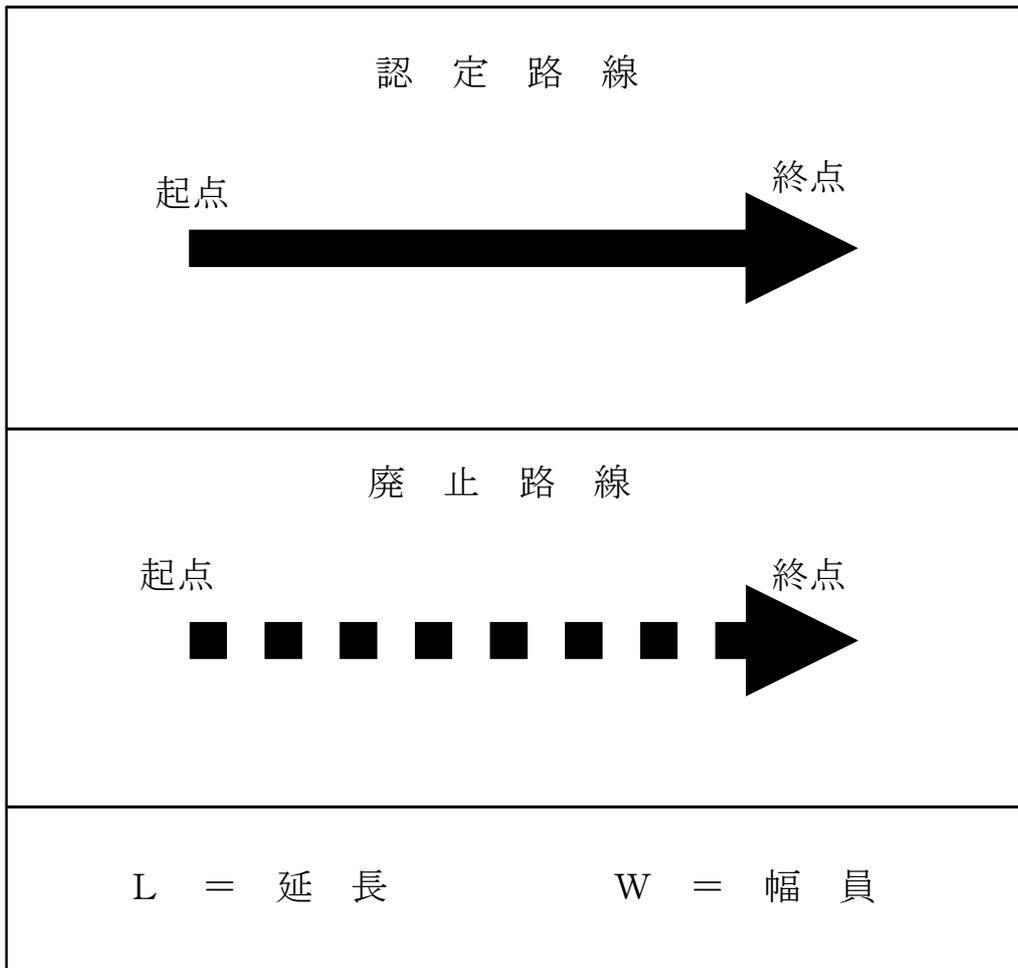
令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
F 第 5 号 線	649 11	10 80	さいたま市南区别所 一丁目1367番1 地先	さいたま市浦和区岸 町七丁目1番1地先	
F 第 4 8 号 線	275 55	4 50 ~ 5 60	さいたま市浦和区岸 町七丁目111番2 地先	さいたま市浦和区高 砂二丁目125番1 地先	
F 第 4 9 号 線	191 90	5 80	さいたま市浦和区岸 町七丁目116番1 地先	さいたま市浦和区岸 町七丁目130番1 地先	
F 第 5 0 号 線	153 22	2 73 ~ 3 39	さいたま市浦和区岸 町七丁目96番1地 先	さいたま市浦和区岸 町七丁目102番4 地先	
F 第 5 1 号 線	156 50	5 46	さいたま市浦和区岸 町七丁目97番2地 先	さいたま市浦和区岸 町七丁目89番2地 先	
K 第 1 5 2 号 線	16 40	1 80	さいたま市南区大字 大谷口字向原172 9番7地先	さいたま市南区大字 大谷口字向原172 9番6地先	
第 4 8 2 号 線	407 44	3 83 ~ 5 16	さいたま市中央区新 中里四丁目1172 番2地先	さいたま市中央区新 中里四丁目1311 番1地先	
第 5 0 1 号 線	240 06	3 98 ~ 4 35	さいたま市中央区鈴 谷九丁目246番1 0地先	さいたま市中央区鈴 谷九丁目231番1 地先	
第 5 0 3 号 線	419 82	3 96 ~ 4 10	さいたま市中央区鈴 谷九丁目364番地 先	さいたま市中央区鈴 谷九丁目220番1 地先	
3 2 4 4 8 号 線	31 90	2 00 ~ 3 03	さいたま市北区日進 町三丁目419番1 地先	さいたま市北区日進 町三丁目420番1 地先	

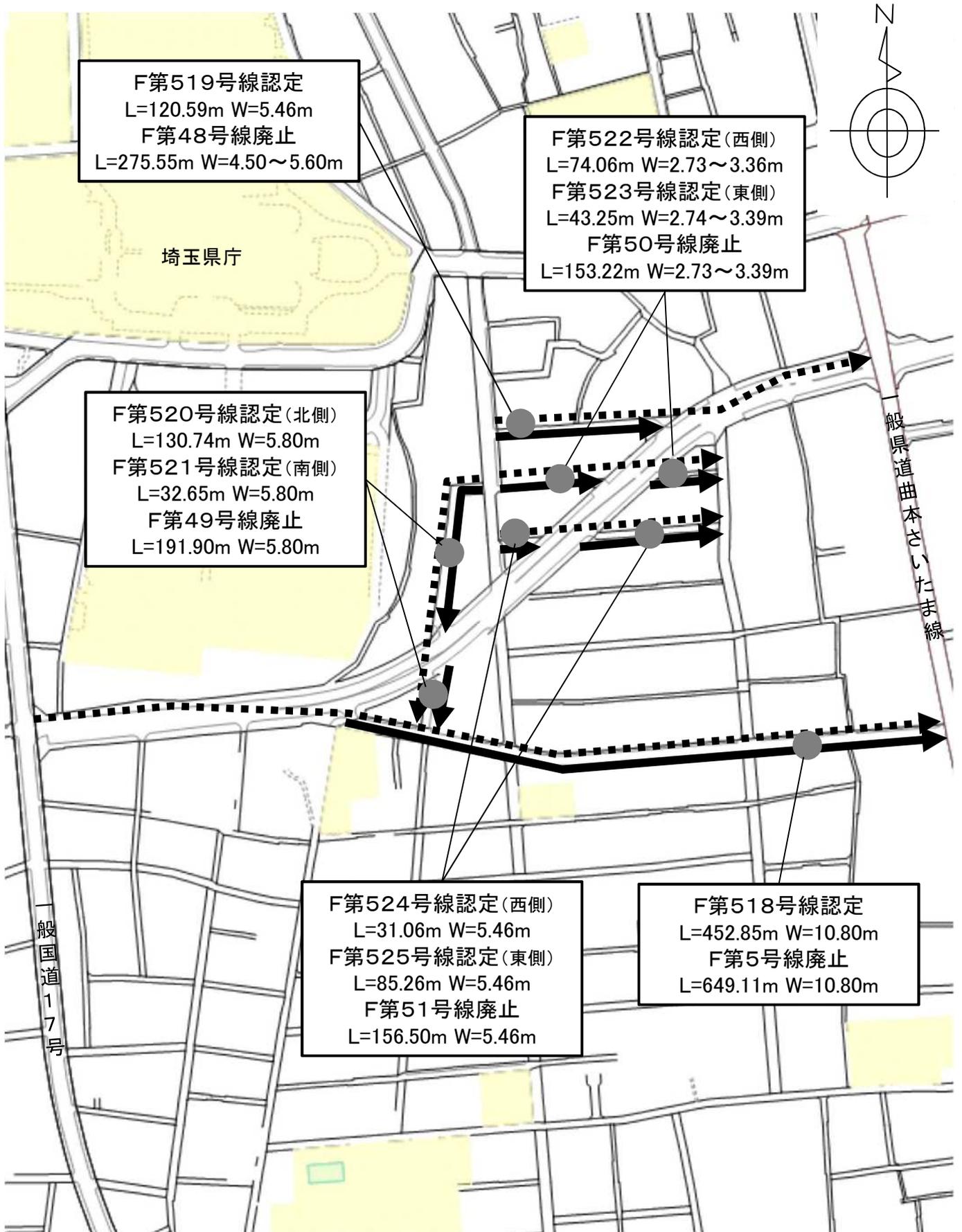
凡 例



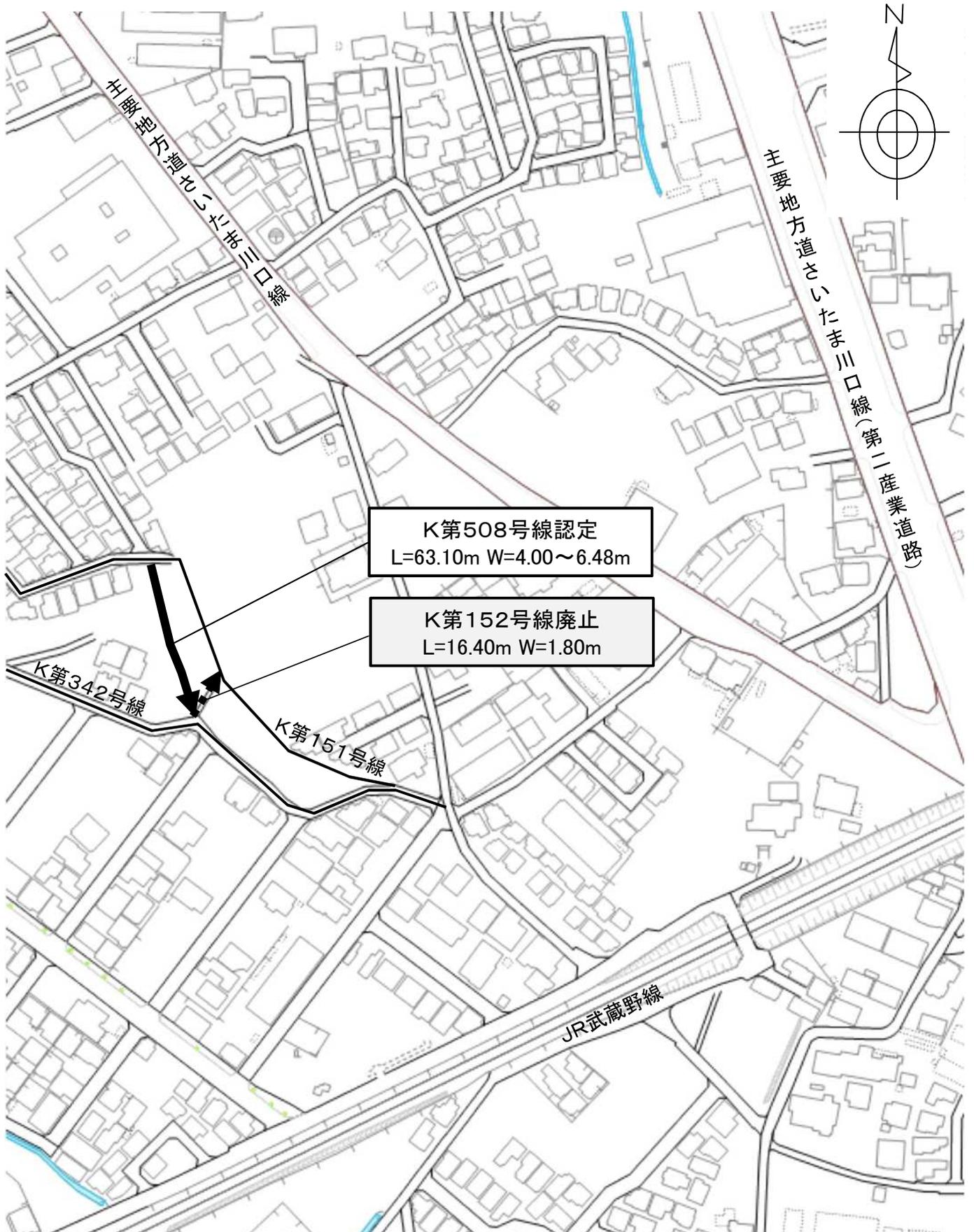
参 考 案 内 図



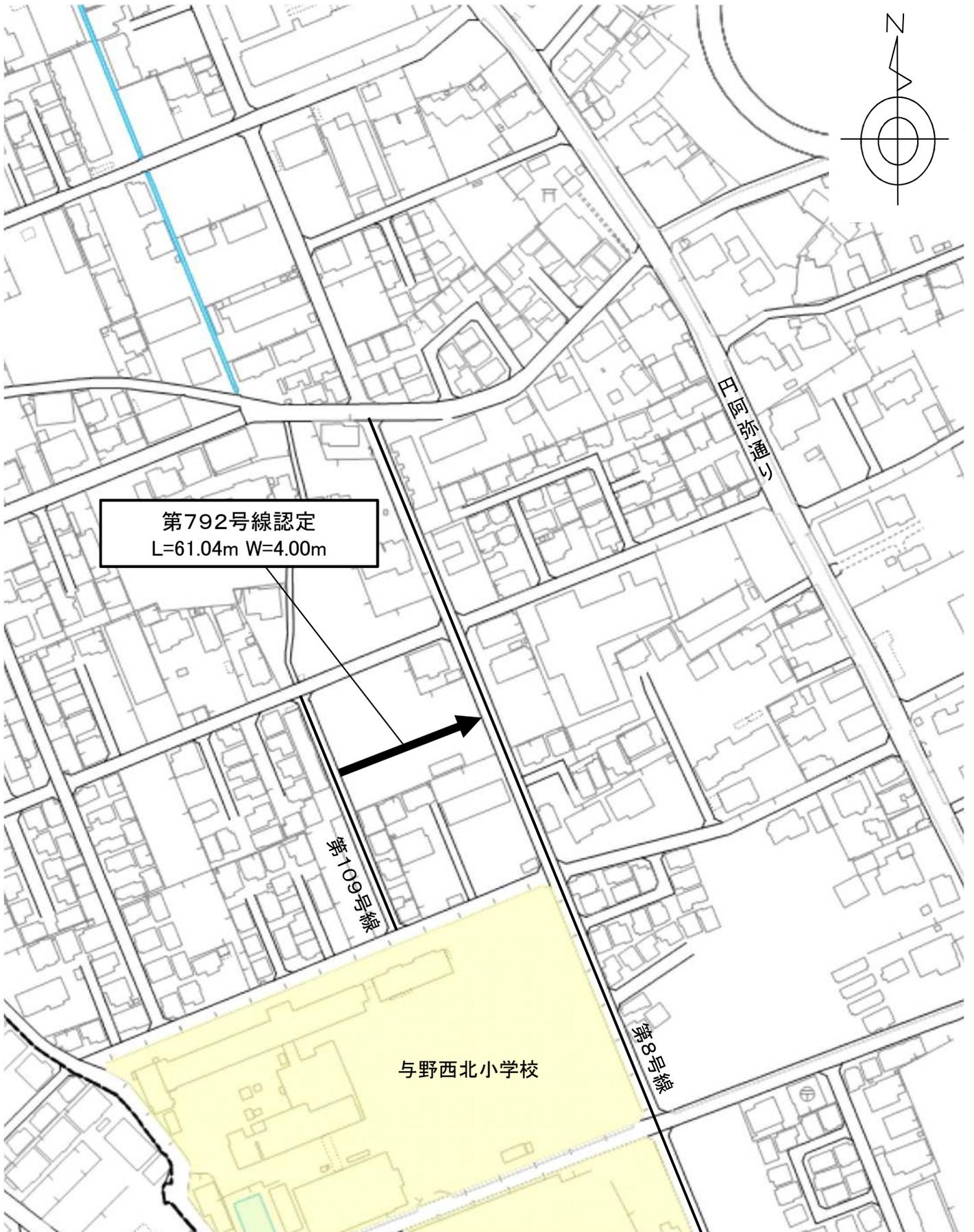
参 考 案 内 図



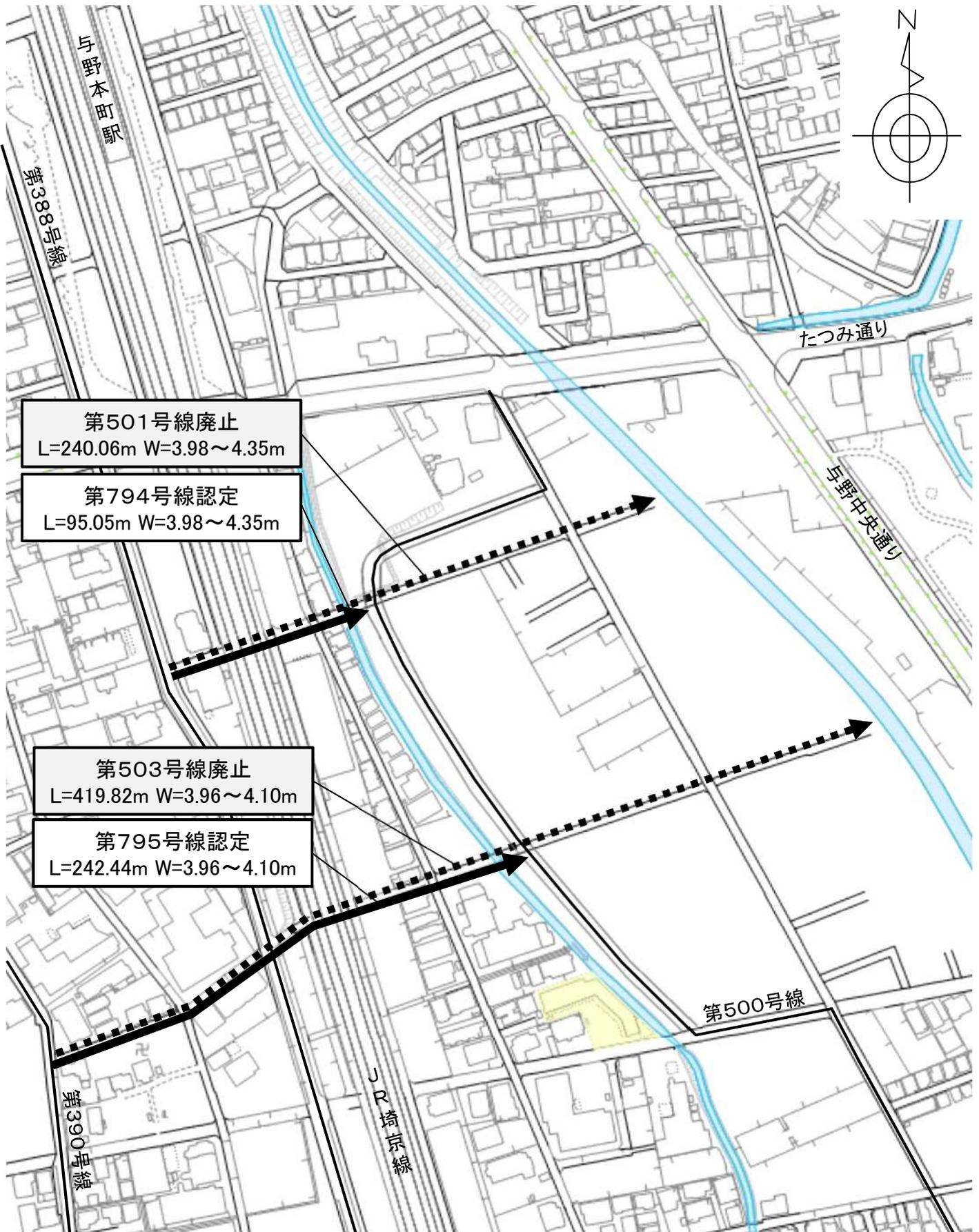
参 考 案 内 図



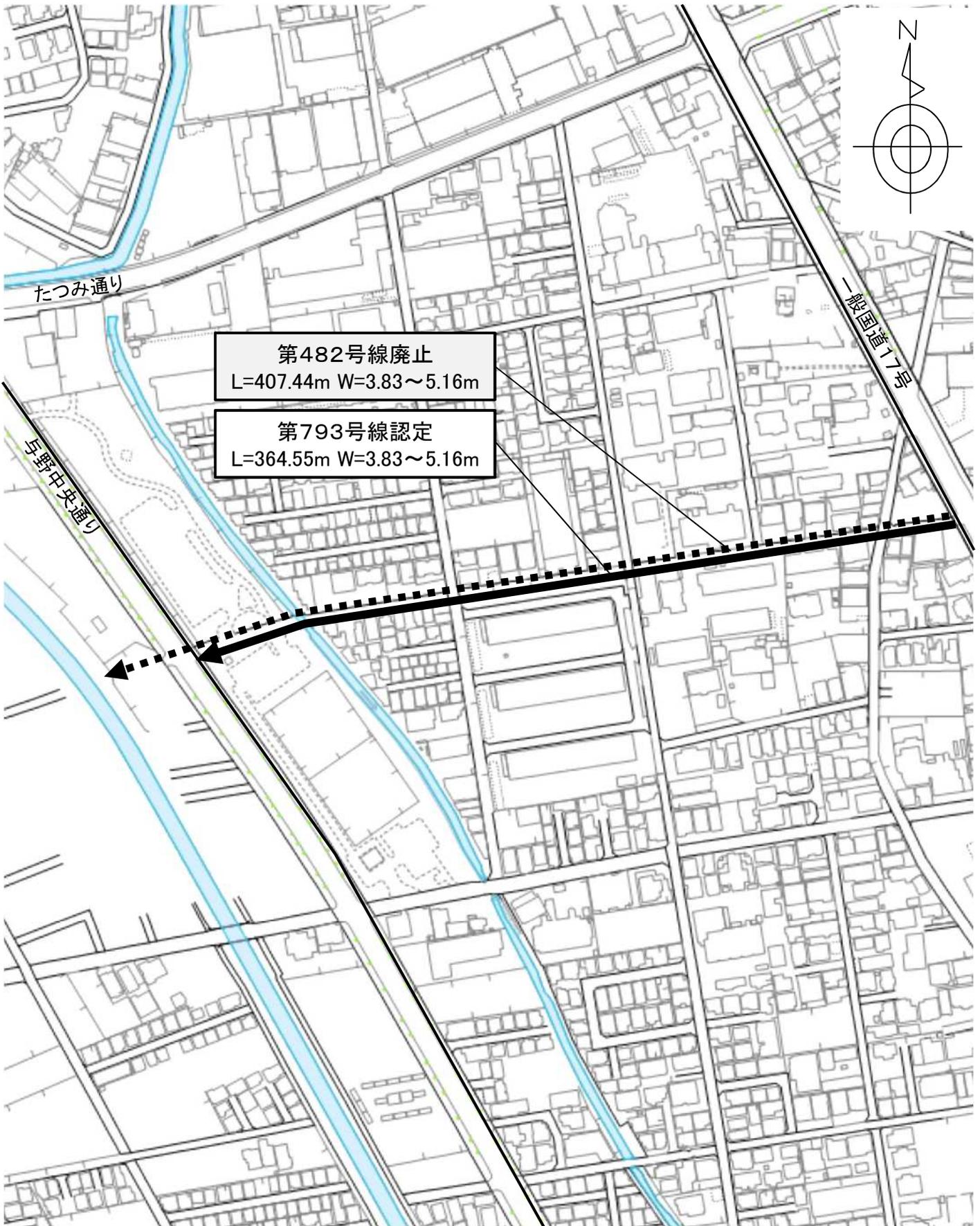
参 考 案 内 図



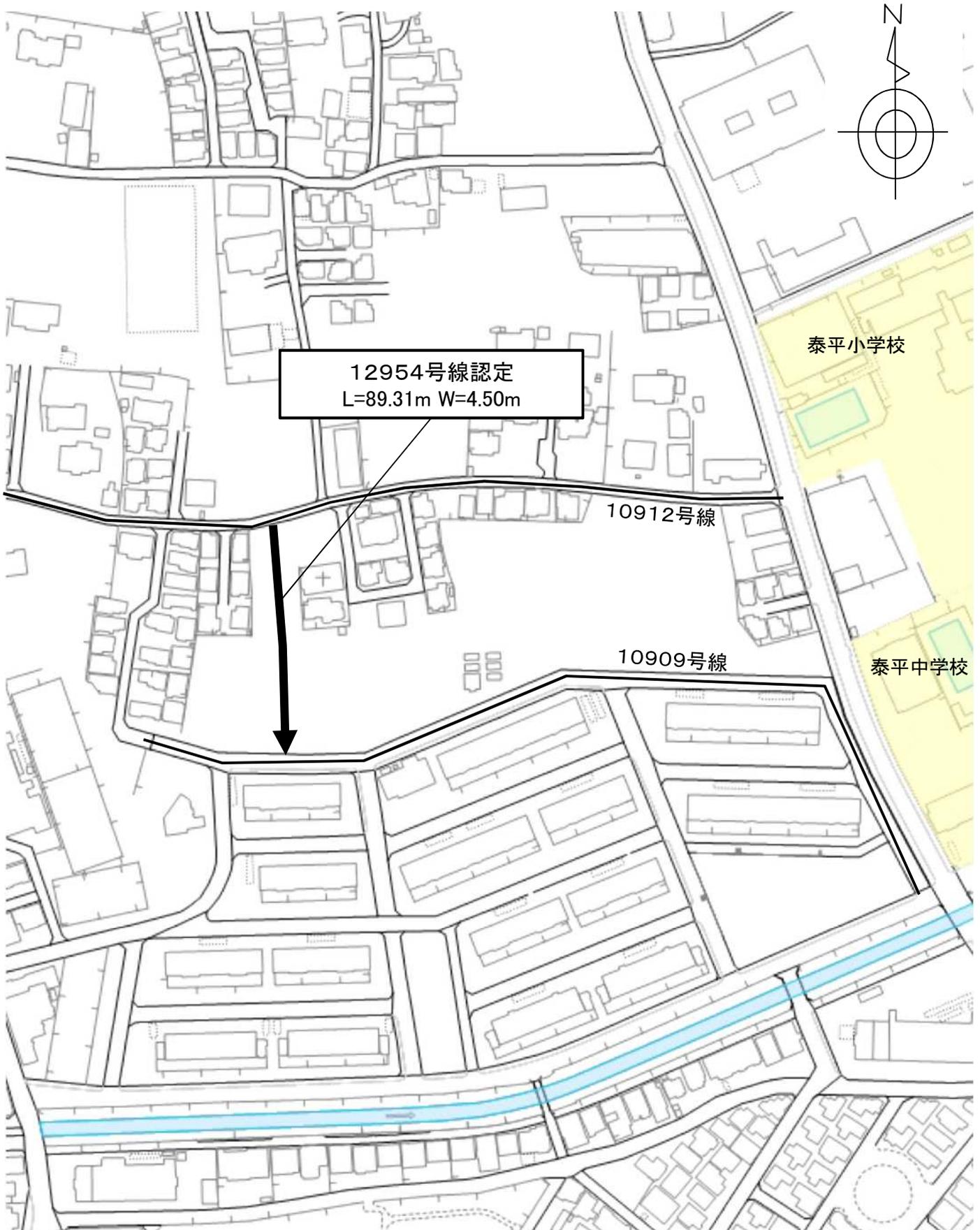
参 考 案 内 図



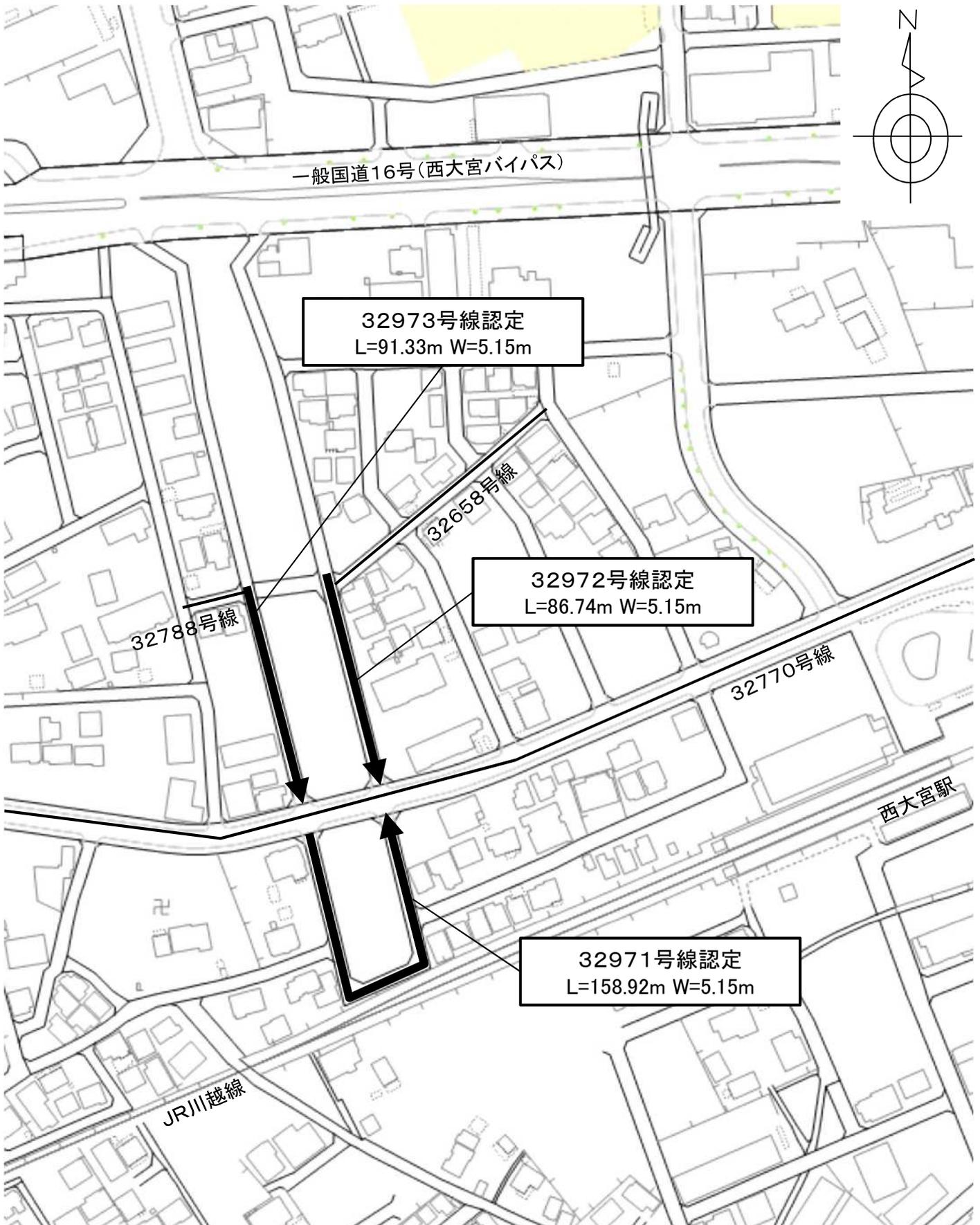
参 考 案 内 図



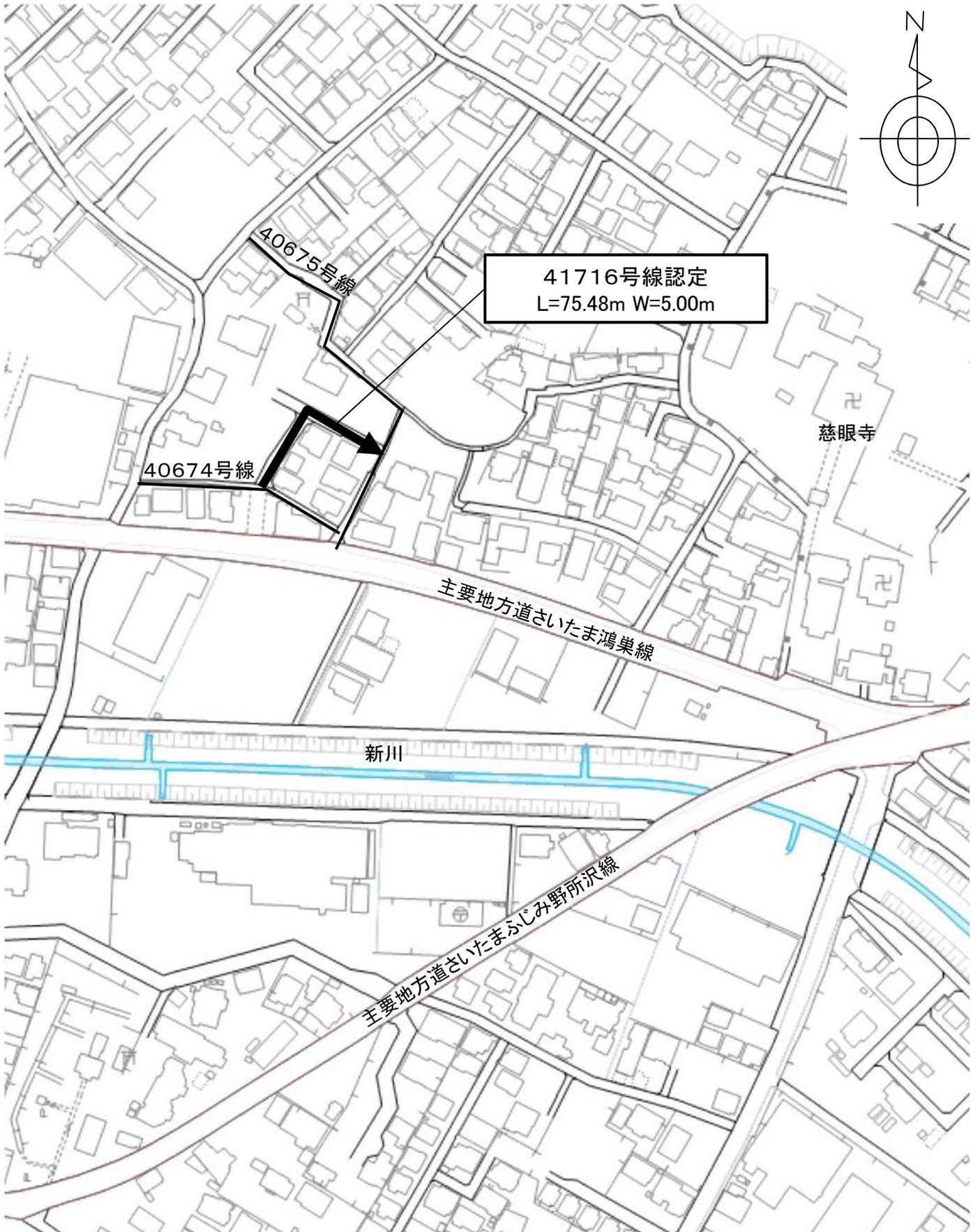
参 考 案 内 図



参 考 案 内 図



参 考 案 内 図



参 考 案 内 図



議案第74号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

さいたま市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	上野 康子	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案第75号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

さいたま市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	山神 和子	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案第76号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

さいたま市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	清水 貴行	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案第77号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	小川 恵美子	○○○○○○○○○○○○○

議案第78号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	神 座 達 也	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案第79号

土地利用審査会委員の任命について

さいたま市土地利用審査会委員に下記の者を任命したいので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項の規定により同意を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○	上杉 徳子	○○○○○○○○○○○

議案第80号

土地利用審査会委員の任命について

さいたま市土地利用審査会委員に下記の者を任命したいので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項の規定により同意を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	小松 登志子	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案第 8 1 号

土地利用審査会委員の任命について

さいたま市土地利用審査会委員に下記の者を任命したいので、国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号）第 3 9 条第 4 項の規定により同意を求める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	西形 知行	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案第 8 2 号

土地利用審査会委員の任命について

さいたま市土地利用審査会委員に下記の者を任命したいので、国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号）第 3 9 条第 4 項の規定により同意を求める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	岡澤 由季	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案第 8 3 号

土地利用審査会委員の任命について

さいたま市土地利用審査会委員に下記の者を任命したいので、国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号）第 3 9 条第 4 項の規定により同意を求める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	各 務 実	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案第 8 5 号

土地利用審査会委員の任命について

さいたま市土地利用審査会委員に下記の者を任命したいので、国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号）第 3 9 条第 4 項の規定により同意を求める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	山下 三佐子	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇